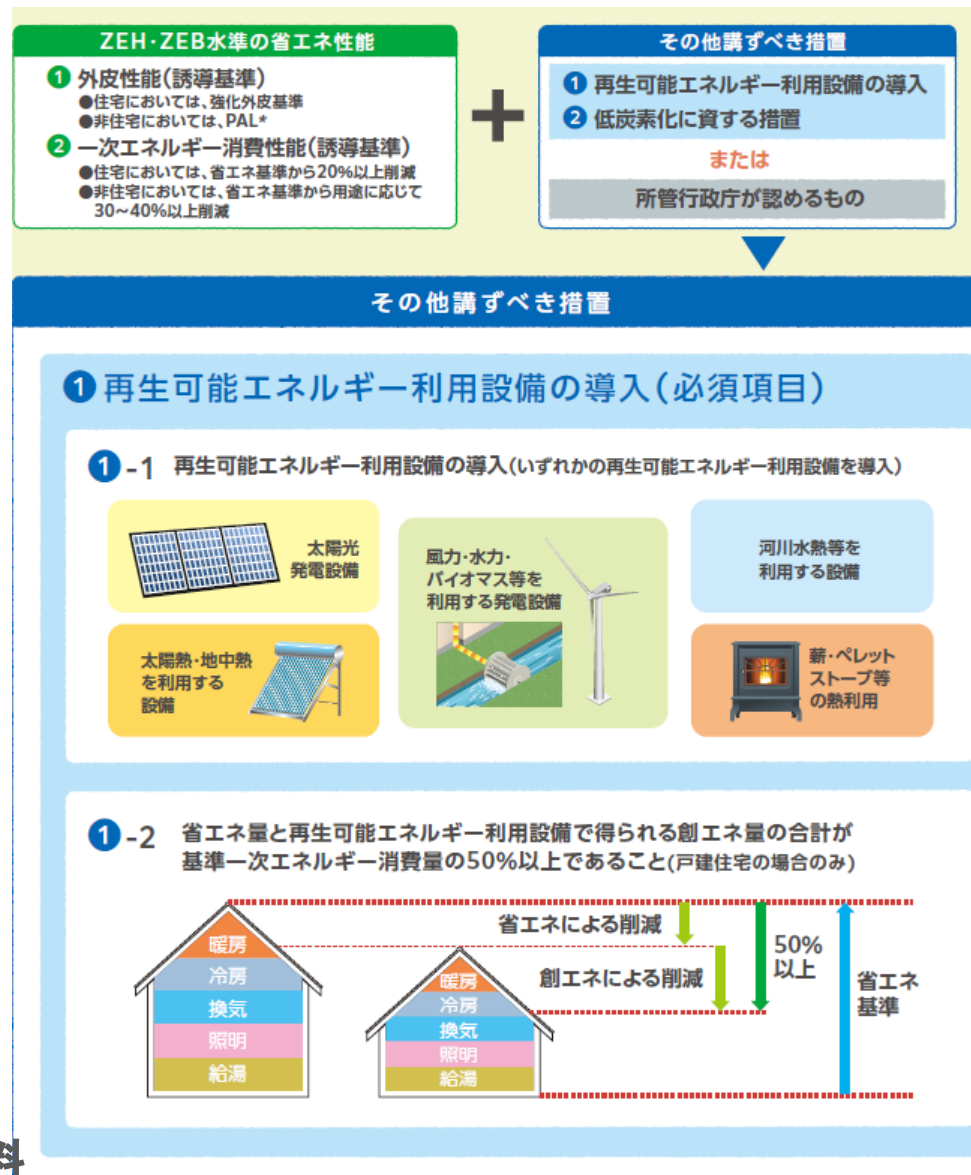


■低炭素建築物認定基準 その他講ずべき措置(1)

〈再生可能エネルギー利用設備の導入(必須項目)〉



■低炭素建築物認定基準 その他講ずべき措置(2)

〈低炭素化に資する措置(選択項目)〉

その他講ずべき措置


② 低炭素化に資する措置(選択項目)

■下記措置の内いずれかの措置を講ずる

節水対策

①節水に資する機器を設置している。以下のいずれかの措置を講じていること。
 ・設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
 ・設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
 ・食器洗い機を設置している。


②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置している。



エネルギー管理

③HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)又はBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を設置している。

④太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備及び




ヒートアイランド対策

節水対策


①節水に資する機器を設置している。以下のいずれかの措置を講じていること。
 ・設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用している。
 ・設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用している。
 ・食器洗い機を設置している。

②雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置している。



V2H充電設備の設置

⑤建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車(電気自動車等)という)に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備を設置している。
 ※電気自動車等に充電のみをする設備を含む

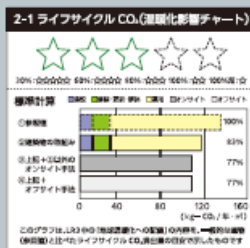


または

選択項目の1つとして
「設置する水栓の半数以上に節水水栓の採用」がある

■標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるもの

【例】



評価手法としてCASBEEを採用した場合の評価例▶

出展:国土交通省HP資料